



鳥取県公報

平成 27 年 10 月 20 日(火)
第 8 7 4 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (693) (東部振興課) 2
	知事指定薬物の指定 (694) (医療指導課) 2
	知事指定候補薬物の指定の解除 (695) (〃) 2
	指定居宅サービス事業者の指定 (696) (東部福祉保健事務所) 2
	指定介護予防サービス事業者の指定 (697) (〃) 3
	開発行為に関する工事の完了 (698) (西部総合事務所生活環境局) 3
◇ 公 告	公の施設の指定管理者の指定 (スポーツ課) 3

告 示

鳥取県告示第693号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成27年12月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成27年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人まんまるこ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
下地 恵美子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者や障害者に対して、デイサービス等の福祉サービスに関する事業を行い、地域及び社会福祉の推進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第694号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	化学名等
27-知(1)-20	亜酸化窒素（N ₂ O）。ただし、次に掲げる物を除く。 (1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条第2項に規定する添加物であって、同法第11条第1項の規定により厚生労働大臣が定める規格に適合するもの (2) 工業その他の人が吸入するおそれがない用途に供されると認められる物

鳥取県告示第695号

知事指定候補薬物の指定を解除したので、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第10条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成27年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	指定年月日	解除年月日
27-知候55	平成27年8月28日	平成27年10月20日

鳥取県告示第696号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ゴダイ株式会社	でんでん倶楽部 鳥取北園	鳥取市北園二丁目200	平成27年10月12日	通所介護

鳥取県告示第697号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成27年10月20日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ゴダイ株式会社	でんでん倶楽部 鳥取北園	鳥取市北園二丁目200	平成27年10月12日	介護予防通所介護

鳥取県告示第698号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成27年10月20日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成27年7月27日 鳥取県指令第201500056198号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津2282
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字日吉津973-9
特定非営利活動法人 大地
理事長 河原 道弘

公 告

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成27年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県営東山水泳場	一般財団法人鳥取県水泳連盟 会長 川口 武 鳥取市天神町50-3	平成27年11月1日から平成29年3月31日まで